

大学共同利用機関法人自然科学研究機構における情報公開に係る開示方法及び手数料について

平成18年4月1日  
機 構 長 決 定

独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成14年政令第199号。以下「施行令」という。）第4条第2項に規定する文書又は図画についての閲覧又は写しの交付の方法，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号。以下「法」という。）第15条第2項に規定する電磁的記録についての開示方法，大学共同利用機関法人自然科学研究機構情報公開規程（平成16年自機規程第37号。以下「規程」という。）第5条第1項第2号に規定する開示請求にかかる手数料，第10条第2項に規定する開示の実施方法及び開示の実施に係る手数料並びに第11条に規定する開示実施手数料の減額等については，次のとおり定めるものとする。

1. 文書又は図画についての閲覧の方法（施行令第4条第2項関係）

次に掲げる文書又は図画の閲覧の方法は，それぞれ以下に定めるものを閲覧することとする。

- (1) 文書又は図画（(2) から (4) まで又は4に該当するものを除く。） 当該文書又は図画（法第15条第1項ただし書の規定が適用される場合にあつては，2（1）に定めるもの）
- (2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを専用機器により映写したもの。ただし，これにより難しい場合にあつては，当該マイクロフィルムを日本産業規格A列一番（以下「A1判」という。）以下の大きさの用紙に印刷したもの
- (3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙（縦89ミリメートル，横127ミリメートルのもの又は縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものに限る。以下同じ。）に印画したもの
- (4) スライド（5に規定する場合におけるものを除く。2（4）において同じ。） 当該スライドを専用機器により映写したもの

2. 文書又は図画についての交付の方法（施行令第4条第2項関係）

次に掲げる文書又は図画の写しの交付の方法は，それぞれ以下に定めるものを交付することとする。

- (1) 文書又は図画（(2) から (4) まで又は4に該当するものを除く。）  
イ 当該文書又は図画を複写機により日本産業規格A列三番（以下「A3判」という。）以下の大きさの用紙に複写したもの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）。ただし，これにより難しい場合にあつては，当該文書若しくは図画を複写機

によりA1判若しくは日本産業規格A列二番（以下「A2判」という。）の用紙に複写したものの交付（口に掲げる方法に該当するものを除く。）又は当該文書若しくは図画を撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

ロ 当該文書又は図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの交付

ハ 当該文書又は図画をスキャナにより読み取ってできた電磁的記録をフレキシブルディスクカートリッジ（日本産業規格X6223に適合する幅90ミリメートルのものに限る。（以下「FD」という。）以下同じ。）又は光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281（以下「CD-R」という。）又はX6241（以下「DVD-R」という。）に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。3（3）ホにおいて同じ。）に複写したものの交付

(2) マイクロフィルム 当該マイクロフィルムを日本産業規格A列四番（以下「A4判」という。）の用紙に印刷したものの交付。ただし、これにより難しい場合にあっては、A1判、A2判又はA3判の用紙に印刷したものの交付

(3) 写真フィルム 当該写真フィルムを印画紙に印画したものの交付

(4) スライド 当該スライドを印画紙に印画したものの交付

### 3. 電磁的記録についての開示方法（法第15条第2項関係）

次に掲げる電磁的記録についての法第15条第2項の政令で定める方法は、それぞれ以下に定める方法とする。

(1) 録音テープ（(5)に規定する場合におけるものを除く。以下（1）において同じ。）又は録音ディスク 次に掲げる方法

イ 当該録音テープ又は録音ディスクを専用機器により再生したものの聴取

ロ 当該録音テープ又は録音ディスクを録音カセットテープ（日本産業規格C5568に適合する記録時間120分のものに限る。別表の五の項口において同じ。）に複写したものの交付

(2) ビデオテープ又はビデオディスク 次に掲げる方法

イ 当該ビデオテープ又はビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴

ロ 当該ビデオテープ又はビデオディスクをビデオカセットテープ（日本産業規格C5581に適合する記録時間120分のものに限る。以下同じ。）に複写したものの交付

(3) 電磁的記録（(1), (2), (4)又は4に該当するものを除く。） 次に掲げる方法であって、機構が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。（4）において同じ。）により行うことができるもの

イ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの閲覧

ロ 当該電磁的記録を専用機器（開示を受ける者の閲覧又は視聴の用に供するために備え付けられているものに限る。別表の七の項口において同じ。）により再生した

ものの閲覧又は視聴

- ハ 当該電磁的記録をA3判以下の大きさの用紙に出力したものの交付
  - ニ 当該電磁的記録をFDに複写したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録をCD-R又はDVD-Rに複写したものの交付
- (4) 電磁的記録（前号ニ又はホに掲げる方法による開示の実施をすることができない特性を有するものに限る。） 次に掲げる方法であって、機構が保有する処理装置及びプログラムにより行うことができるもの
- イ 前号イからハまでに掲げる方法
  - ロ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルのオープンリールテープ（日本産業規格X6103, X6104又はX6105に適合する長さ731.52メートルのものに限る。別表の七の項チにおいて同じ。）に複写したものの交付
  - ハ 当該電磁的記録を幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6123, X6132若しくはX6135又は国際標準化機構及び国際電気標準会議の規格（以下「国際規格」という。）14833, 15895若しくは15307に適合するものに限る。別表の七の項リにおいて同じ。）に複写したものの交付
  - ニ 当該電磁的記録を幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6141若しくはX6142又は国際規格15757に適合するものに限る。別表の七の項ヌにおいて同じ。）に複写したものの交付
  - ホ 当該電磁的記録を幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジ（日本産業規格X6127, X6129, X6130又はX6137に適合するものに限る。別表の七の項ルにおいて同じ。）に複写したものの交付

#### 4. 映画フィルムの開示の実施の方法

映画フィルムの開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該映画フィルムを専用機器により映写したものの視聴
- (2) 当該映画フィルムをビデオカセットテープに複写したものの交付

#### 5. スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法

スライド及び当該スライドの内容に関する音声を記録した録音テープを同時に視聴する場合における開示の実施の方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 当該スライド及び当該録音テープを専用機器により再生したものの視聴
- (2) 当該スライド及び当該録音テープをビデオカセットテープに複写したものの交付

#### 6. 開示請求にかかる手数料（規程第5条第1項第2号関係）

開示請求にかかる手数料（以下「開示請求手数料」という。）は、法人文書1件につき300円とする。

7. 開示の実施方法及び開示の実施に係る手数料（規程第10条第2項関係）

- (1) 別表の左欄に掲げる法人文書の種別ごとの開示の実施方法は、同表の中欄に掲げるものとし、それぞれの開示の実施にかかる手数料（以下「開示実施手数料」という。）は同表の右欄に定める額（複数の実施方法により開示を受ける場合にあっては、その合算額。以下「基本額」という。）とする。
- (2) 開示を受ける法人文書1件につき、基本額（法第15条第5項の規定によりさらに開示を受ける場合にあっては、当該開示を受ける場合の基本額に既に開示の実施を求めた際の基本額を加えた額）が300円に達するまでは無料とし、300円を超えるとき（同項の規定によりさらに開示を受ける場合であって既に開示の実施を求めた際の基本額が300円を越えるときを除く。）は、当該基本額から300円を減じた額とする。
- (3) 相互に密接な関連を有する複数の法人文書の開示請求が一の開示請求書により行われた場合で、開示することとなる法人文書が複数となる場合は、当該法人文書を1件の法人文書とみなし、前項の規定を適用する。

8. 開示実施手数料の減額等（規程第11条関係）

法人文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力が無いと認めた場合の開示実施手数料の減額又は免除することのできる限度額は、開示請求1件につき2,000円とする。

9. その他

- (1) この決定は、平成18年4月1日から実施する。
- (2) 「大学共同利用機関法人自然科学研究機構における情報公開に係る開示方法及び手数料について」（平成16年4月1日機構長裁定）は、廃止する。

## 別表

法人文書の種別	開示の実施方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図面（2の項から4の項に該当するものを除く。）	イ 閲覧	100枚までごとにつき100円
	ロ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき100円に12枚までごとに760円を加えた額
	ハ 複写機により用紙に複写したものの交付（ニに掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円（A2判については40円，A1判については80円）
	ニ 複写機により用紙にカラーで複写したものの交付	用紙1枚につき20円（A2判については140円，A1判については180円）
	ホ 撮影した写真フィルムを印画紙に印画したものの交付	1枚につき120円（縦203ミリメートル，横254ミリメートルのものについては，520円）に12枚までごとに760円を加えた額
	ヘ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をFDに複写したものの交付	1枚につき50円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	ト スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をCD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
	チ スキャナにより読み取ってできた電磁的記録をDVD-Rに複写したものの交付	1枚につき120円に当該文書又は図画1枚ごとに10円を加えた額
2 マイクロフィルム	イ 用紙に印刷したものの閲覧	用紙1枚につき10円
	ロ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき290円
	ハ 用紙に印刷したものの交付	用紙1枚につき80円（A3判については140円，A2判については370円，A1判については690円）
3 写真フィルム	イ 印画紙に印画したものの閲覧	1枚につき10円
	ロ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき30円（縦203ミリメートル，横254ミリメー

		トルのものについては、430円)
4 スライド(9の項に該当するものを除く。)	イ 専用機器により映写したものの閲覧	1巻につき390円
	ニ 印画紙に印画したものの交付	1枚につき100円(縦203ミリメートル、横254ミリメートルのものについては、1,300円)
5 録音テープ(9に該当するものを除く。)又は録音ディスク	イ 専用機器により再生したものの聴取	1巻につき290円
	ロ 録音カセットテープに複写したものの交付	1巻につき430円
6 ビデオテープ又はビデオディスク	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき290円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	1巻につき580円
7 電磁的記録(5の項、6の項又は8の項に該当するものを除く。)	イ 用紙に出力したものの閲覧	用紙100枚までごとにつき200円
	ロ 専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	1ファイルにつき410円
	ハ 用紙に出力したものの交付(ニに掲げる方法に該当するものを除く。)	用紙1枚につき10円
	ニ 用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
	ホ FDに複写したものの交付	1枚につき50円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヘ CD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	ト DVD-Rに複写したものの交付	1枚につき100円に1ファイルごとに210円を加えた額
	チ 幅12.7ミリメートルのオープンリールテープに複写したものの交付	1巻につき7,000円に1ファイルごとに210円を加えた額
	リ 幅12.7ミリメートルの磁気テープカートリッジ	1巻につき800円(日本産業規格X6135に適合するものについては2,500円、国際

	に複写したものの交付	規格14833, 15895又は15307に適合するものについてはそれぞれ8,600円, 10,500円又は12,900円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ヌ 幅8ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき1,800円(日本産業規格X6142に適合するものについては2,600円, 国際規格15757に適合するものについては, 3,200円)に1ファイルごとに210円を加えた額
	ル 幅3.81ミリメートルの磁気テープカートリッジに複写したものの交付	1巻につき590円(日本産業規格X6129, X6130, 又はX6137に適合するものについては, それぞれ800円, 1,300円又は1,750円)に1ファイルごとに210円を加えた額
八 映画フィルム	イ 専用機器により映写したものの視聴	1巻につき390円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	6,800円(16ミリメートル映画フィルムについては13,000円, 35ミリメートル映画フィルムについては10,100円)に記録時間10分までごとに2,750円(16ミリ映画フィルムについては3,200円, 35ミリメートルについては2,650円)を加えた額
九 スライド及び録音テープ(第9条第5項に規定する場合におけるものに限る。)	イ 専用機器により再生したものの視聴	1巻につき680円
	ロ ビデオカセットテープに複写したものの交付	5,200円(スライド20枚を超える場合にあつては, 5,200円にその超える枚数1枚につき110円を加えた額)
備考 1の項ハ若しくはニ, 2の項ハ又は7の項ハ若しくはニの場合において, 両面印刷の用紙を用いるときは, 片面を1枚として額を算定する。		